

「朝霞市労働環境把握のための調査」に関する特記事項

- 1 受注者は、本契約の履行に従事する従業員に係る労働環境に関し、労働環境把握のための調書（様式1号又は2号）を記入し、本契約締結後速やかに提出しなければならない。
- 2 受注者は、本契約に従事する従業員に係る支払賃金に関し、労働者賃金支払報告書（様式3号又は4号）を記入し、履行期間終了後速やかに提出しなければならない。
- 3 前記2における最終提出期限は、履行終了年度の翌年度4月末日とする。
- 4 履行期間が複数年度の契約においては、年度終了ごとに労働者賃金支払報告書（様式3号又は4号）を提出するものとし、終了年度翌4月末日を最終提出期限とする。
- 5 提出された労働環境把握のための調書又は労働者賃金支払報告書の内容に疑義が生じた場合において、受注者は、朝霞市が行う関係書類の確認、本契約の履行に従事する従業員からの聞き取り調査等に協力しなければならない。
- 6 朝霞市は、労働環境把握のための調書又は労働者賃金支払報告書の提出がない場合又は内容に虚偽がある場合は、受注者に対し「朝霞市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱」による入札参加停止措置又は本契約を解除することができるものとする。